

いじめ防止基本方針

山城中学校

1 方針

いじめを未然に防止し、いじめまたはその兆候を早期に発見し、学校組織として、いじめに対処しその解決を図る。

(1) 未然防止

- ①生徒たちの様子を知るために、教職員の気づきを基本とし実態把握に努める。
- ②互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりに取り組む。
- ③自他の命を大切にし人権を尊重する態度を育て、豊かな心を育てる。
- ④保護者や地域と連携し、情報交換しながら意見交換をする場を設ける。

(2) 早期発見

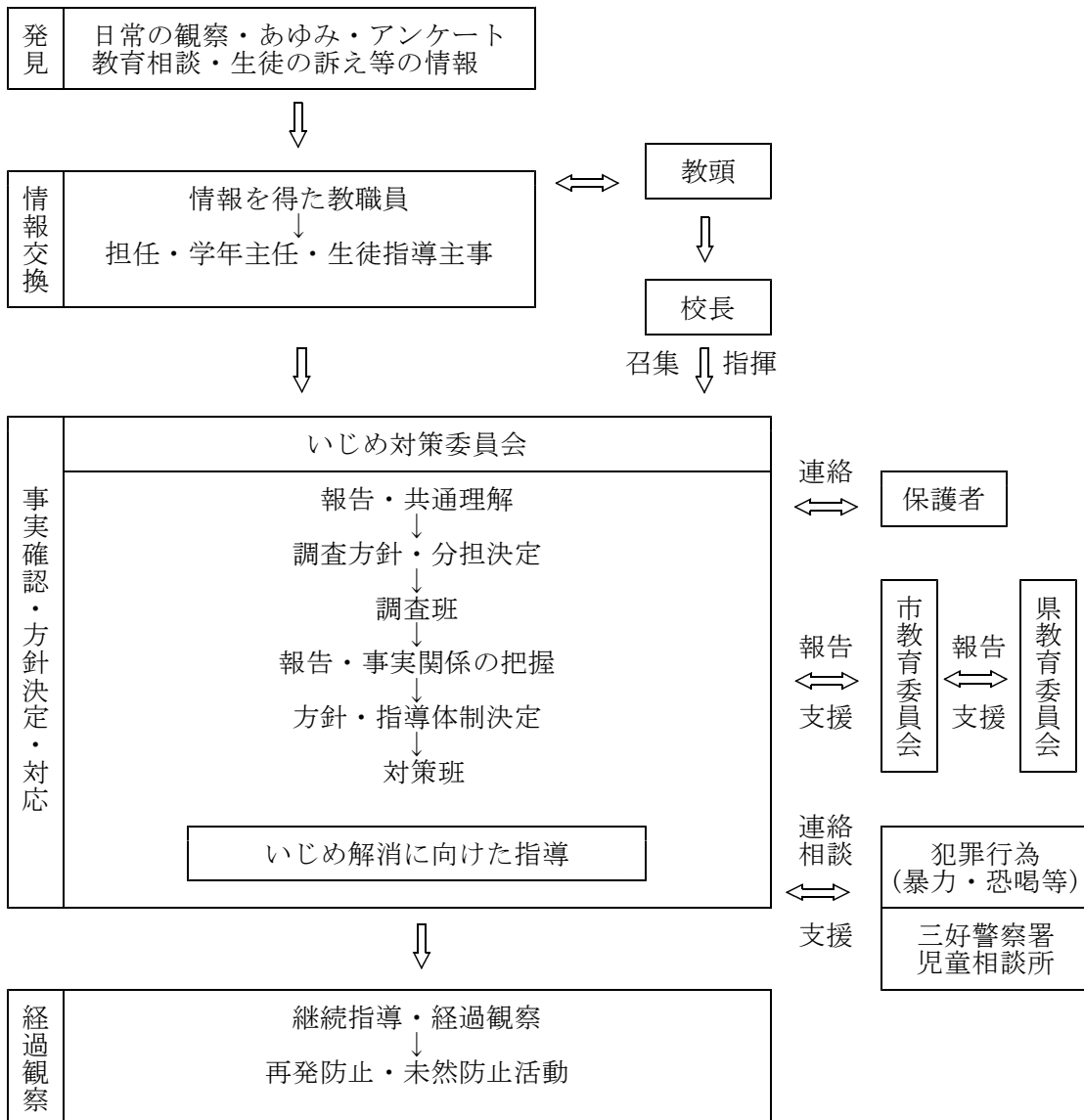
- ①教職員自らが人権感覚を磨き、生徒の立場に立って取り組む。
- ②教職員間の情報共有を大切にし、共通理解のもと取り組む。
- ③常にいじめに対し毅然とした対応をとる。
- ④生徒、保護者が相談しやすい環境づくりに努めるとともに相談窓口を充実する。

2 いじめ防止推進委員会の設置

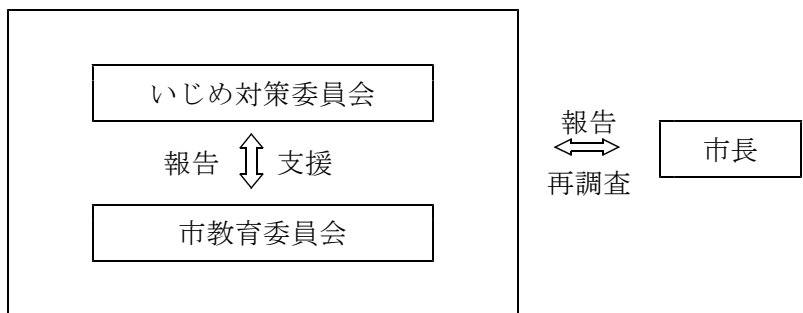
①組織

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める教員（学年主任・学級担任・部活動顧問）を持って構成する。ただし、学校教職員以外の者（PTA役員・学校評議員）が1名以上所属するものとする。

②初期対応



③重大事態発生対応



3 年間計画

月	内 容	備 考
4 月	・推進委員会 ・基本方針，年間計画の確認	P T A役員会
5 月	・授業参観	学年保護者会 P T A総会
6 月	・人権問題意見発表会（各学級） ・人権問題意見発表会（全学年・授業参観） ・実態調査	
7 月	・携帯電話安全教室 ・個別面談	P T A役員会 学校評議員会
8 月		P T A役員会
9 月	・推進委員会	
10月	・実態調査 ・学校評価	
11月	・授業参観	
12月	・教育相談	P T A役員会 学校評議員会
1 月		
2 月	・実態調査 ・学校評価 ・授業参観	P T A役員会 学校評議員会
3 月	・推進委員会	

○事案発生時は，緊急いじめ対策委員会を開催する。